

岩手中部水道企業団最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び建設関連業務（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の契約の締結にあたり、公正な競争と品質及び適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2 最低制限価格を設定する工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、岩手中部水道企業団建設工事指名業者選定委員会規程（平成26年岩手中部水道企業団訓令第1号）第1条に規定する指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）が必要ないと認める場合はこの限りでない。

- (1) 競争入札に付する建設工事のうち、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が1億円未満のもの。
- (2) 競争入札に付する建設関連業務のうち、設計金額が1千万円未満のもの。

(建設工事の最低制限価格)

第3 建設工事の最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次の各号に掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。

- (1) 機器費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (3) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (5) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により最低制限価格を定めることができるものとする。

(建設関連業務の最低制限価格)

第4 建設関連業務の最低制限価格は、別表1の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額（当該額にそれぞれ1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）の合計額（千円未満切捨て）とする。

て)とする。ただし、その額が予定価格に同表の設定上限の欄に掲げる割合を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に設定上限の割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、その額が予定価格に同表の設定下限の欄に掲げる割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に設定下限の割合を乗じて得た額(千円未満切上げ)とする。

2 1つの業務が複数の業種区分で構成される場合は、業種ごとに前項の方法で算出した額の合計額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により最低制限価格を定めることができるものとする。

(最低制限価格の公表)

第5 第3又は第4において定める最低制限価格は、公表しないものとする。

(入札参加者への周知)

第6 最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知において、その旨を周知するものとする。

(予定価格書への記載)

第7 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格書に記載するものとする。

(最低制限価格による判定)

第8 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者(条件付一般競争入札の場合においては、落札候補者。)と決定するものとする。

2 最低制限価格未滿の価格により入札した者にあっては、失格と判定するものとする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(岩手中部水道企業団最低制限価格制度試行要領の廃止)

2 岩手中部水道企業団最低制限価格制度試行要領は、廃止する。

別表1 (第4関係)

業種区分	1	2	3	4	設定上限	設定下限
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費の額	—	10分の8.2	10分の6

	の額	の額	に 10 分 の 4.8 を 乗 じ て 得 た 額			
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の8	10分の6
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8	10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の8	10分の6